

公益財団法人 春秋育英会の概要

◆ごあいさつ◆

わが国を取り巻く社会・経済環境は、近年、大きく変化しております。世界各地で続く戦争や紛争、国際情勢の不安定化は、エネルギー価格や原材料価格の高騰を招き、円安の進行と相まって物価上昇が続くなど、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしております。こうした状況は、学生生活にも深刻な影響を与えており、学業への意欲と優れた資質・能力を持ちながらも、経済的な理由から修学の継続や進学に困難を抱える学生・生徒が少なくありません。

弊財団は、長年、日本火災海上保険株式会社の社長を務められました故斉田高三氏の「心身ともに健全で、学力優秀でありながら経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対し奨学援護を行い、社会に有用な人材を育成したい」との強い志のもと、昭和 30（1955）年に設立され、昨年創立 70 周年を迎えることができました。創設以来 70 年に亘り、3,383 名を超える若者が当財団の奨学援護を受け、それぞれの分野において社会に羽ばたいてまいりました。教育は未来を支える人材を育み、社会の発展の礎となるものであります。私どもは、創設者の理念を受け継ぎ、今後も志ある学生・生徒に広く学びの機会を提供し、教育の普及・充実と社会に有為な人材の育成に微力ながら尽力してまいります。

皆様におかれましては、当財団の活動に対しまして、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

公益財団法人 春秋育英会
理事長 二宮 雅也

◆本会の事業並びに沿革◆

本会は、社会の進歩と国民生活の向上は偏に教育の普及・充実にあるとの理念に基づき昭和 30 年 10 月 27 日、当時の日本火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン株式会社)の支援の下に財団法人 春秋育英会を設立しました。以来、今日に至るまで長きに渡り、奨学育英事業を通じ多くの有為の青年を社会に送り出して来ました。当財団は、心身健全・学力優秀でありながら、経済的理由により修学困難な学生生徒に対し奨学援護を行い、社会有用の人材を育成することを目的としています。

◆公益財団法人への認可取得について◆

本会は平成 24 年 8 月 1 日付にて内閣府に認定され「公益財団法人 春秋育英会」となりました。

◆在籍奨学生について◆

令和 8 年度の在籍奨学生は 401 名となり、設立以来の累計奨学生は 3,383 名となりました。令和 8 年度新規採用も終了し 144 名の奨学生が採用されました。

なお、昭和 63 年度より採用を開始いたしました外国人私費留学生につきましては令和 8 年度の在籍奨学生は 6 名となり、採用開始以来の累計奨学生は 154 名となりました。令和 8 年度新規採用も終了し、4 名の奨学生が採用されました。

◆奨学金支給について◆

- * 国内の学部生・修士課程学生
- ・月額金額：40,000 円、年間金額：480,000 円

令和2年度以前採用の在籍奨学生は、内20,000円は給与、残りの10,000円は無利息の貸与となります。令和3年度以降採用の奨学生は、奨学金の全額が給与となります。また令和8年度より奨学金の月額金額が30,000円から40,000円へ変更になります。

- ・支給方法：四半期毎に3ヶ月分をゆうちょ銀行口座へ振込

＊外国人私費留学生

- ・月額金額：40,000円、年間金額：480,000円
(奨学金の全額が給与となります)

- ・支給方法：四半期毎に3ヶ月分をゆうちょ銀行口座へ振込
(*注) 東アジア、東南アジア諸国よりの外国人留学生が対象)

◆応募方法（指定校制）について◆

弊財団は奨学生の募集につきましては指定校制を用いており、候補者は学長又は学部長の推薦を受けて大学事務局を通じて受付けています。

- ＊4月の初旬に推薦依頼を指定校へ送付
- ＊5月中頃に応募依頼の締め切り
- ＊6月の理事会(選考会)にて奨学生が決定後各自に結果を送付
- ＊7～8月に採用者全員に面接を行う
首都圏所在の大学の学生は実面接、地方所在の大学の学生はWEB面接

＊令和8年度年度大学指定校（44校）

東京大学・一橋大学・東京科学大学・東京外語大学・東京都立大学
横浜国立大学・横浜市立大学・早稲田大学・慶應義塾大学・上智大学
中央大学・青山学院大学・明治大学・法政大学・立教大学・学習院大学
獨協大学・東京理科大学・日本女子大学・文化学園大学・北海道大学
東北大学・筑波大学・名古屋大学・南山大学・京都大学・大阪大学
神戸大学・同志社大学・立命館大学・近畿大学・九州大学・西南学院大

(令和5年度より追加指定10校)

共立女子大学・日本大学・東京経済大学・東海大学・成蹊大学
山形大学・千葉大学・お茶の水女子大学・富山大学・東京藝術大学
(令和8年度より追加指定1校) 亜細亜大学

＊令和 8 年度大学院（修士課程・博士課程）指定校（28 校）

東京大学・一橋大学・京都大学・大阪大学・東京科学大学

《令和 6 年度より追加大学》

東北大学・北海道大学・九州大学・名古屋大学・神戸大学

《令和 7 年度より追加大学》

筑波大学・東京外語大学・横浜国立大学・東京都立大学・横浜市立大学

早稲田大学・慶應義塾大学・中央大学・青山学院大学・近畿大学

明治大学・法政大学・立教大学・上智大学・東京理科大学

東京藝術大学・富山大学・山形大学

※令和 6 年度より、修士課程に加えて博士課程の募集も開始。

令和 7 年度より、募集校を新たに 18 校追加。

＊令和 8 年度外国人私費留学生指定校

慶應義塾大学・亜細亜大学・早稲田大学・上智大学

◆令和 8 年度採用結果について◆

No.	大学名	学部	男女別	学年	自宅/ 自宅外
【大学学部生】					
1	千葉大学	教育学部特別支援教育コース	女	4	自宅外
2	京都大学	教育学部教育科学科	女	1	自宅外
3	横浜国立大学	経営学部経営学科	男	1	自宅外
4	千葉大学	教育学部 中学コース社会科教育分野	男	3	自宅
5	横浜市立大学	国際商学部国際商学科	女	1	自宅外
6	立命館大学	文学部人文学科	女	1	自宅
7	共立女子大学	国際学部国際学科 コミュニケーションスタディコース	女	2	自宅

8	神戸大学	医学部保健学科 看護学専攻	女	2	自宅外
9	早稲田大学	法学部	男	3	自宅外
10	同志社大学	文学部哲学科	男	1	自宅外
11	山形大学	教育学部 学校教育教員養成課	男	1	自宅外
12	日本大学	法学部法律学科	女	2	自宅
13	慶応義塾大学	法学部政治学科	女	1	自宅外
14	上智大学	文学部フランス語学科	女	1	自宅外
15	東京理科大学	創域理工学部 機械航空宇宙工学科	男	2	自宅外
16	西南学院大学	人間科学部児童教育学科	女	2	自宅
17	筑波大学	理工学群応用理工学類	男	1	自宅外
18	東京都立大学	人文社会学部	女	4	自宅
19	立教大学	経営学部経営学科	男	1	自宅
20	青山学院大学	文学部史学科	女	1	自宅外
21	法政大学	文学部地理学科	男	1	自宅外
22	文化学園大学	服装学部 ファッションクリエイション学科	女	4	自宅
23	明治大学	理工学部情報科学科	男	3	自宅外

24	大阪大学	法学部国際公共政策学科	男	3	自宅外
25	東京科学大学	理学部物理学科	男	3	自宅外
26	東京芸術大学	音楽学部器楽学科	女	2	自宅外
27	東北大学	文学部 人文社会学科	女	2	自宅外
28	近畿大学	農学部農業生産化学科	男	3	自宅外
29	共立女子大学	家政学部児童学科	女	2	自宅外
30	共立女子大学	国際学部国際学科	女	2	自宅
31	立教大学	スポーツウェルネス学部 スポーツウェルネス学科	女	1	自宅
32	獨協大学	外国語学部ドイツ語学科	女	1	自宅
33	南山大学	総合政策学部総合政策学科	女	2	自宅
34	東海大学	児童教育学部児童教育学科	女	2	自宅
35	東海大学	教養学部芸術学科	女	1	自宅
36	早稲田大学	先進理工学部生命医科学科	男	3	自宅
37	同志社大学	政策学部政策学科	男	1	自宅
38	東京大学	教養学部文科三類学科	男	2	自宅外
39	横浜市立大学	国際教養学部国際教養学科	男	4	自宅

40	上智大学	外国語学部ロシア語学科	男	2	自宅外
41	学習院大学	国際社会学部国際社会学科	女	1	自宅
42	学習院大学	国際社会学部国際社会学科	女	1	自宅
43	東京理科大学	創域理工学部創域理工学科	女	1	自宅外
44	日本女子大学	文学部日本語日本文学科	女	1	自宅外
45	西南学院大学	法学部法律学科	女	1	自宅外
46	獨協大学	法学部法律学科	女	1	自宅
47	神戸大学	経営学部経営学科	女	1	自宅外
48	法政大学	経済学部経済学科	男	2	自宅
49	名古屋大学	工学部電気電子情報工学科	男	1	自宅
50	名古屋大学	工学部エネルギー理工学科	男	4	自宅外
51	東京外国語大学	言語文化学部言語文化学科 盧砂ロシア地域専攻	男	1	自宅外
52	中央大学	総合政策学部 国際政策文化学科	男	2	自宅外
53	中央大学	法学部法律学科	女	1	自宅
54	日本大学	理工学部航空宇宙工学科	女	2	自宅外
55	北海道大学	法学部法学科	男	4	自宅

56	北海道大学	農学部生物環境工学科	男	4	自宅
57	慶応義塾大学	理工学部	女	4	自宅
58	富山大学	工学部工学科機械工学コース	男	3	自宅外
59	東京芸術大学	美術学部先端芸術表現学科	女	4	自宅外
60	亜細亜大学	社会学部現代社会学科	男	2	自宅
61	近畿大学	情報学部情報学科	男	2	自宅
62	共立女子大学	文芸学部文芸学科	女	2	自宅
63	成蹊大学	文学部英語英米文学科	女	2	自宅
64	南山大学	経済学部経済学科	女	2	自宅
65	南山大学	外国語学部英米学科	女	4	自宅
66	横浜国立大学	教育学部学校教員養成課程 自然・生活系教育コース理科専攻	女	2	自宅
67	山形大学	理学部理学科	女	2	自宅
68	東京外国語大学	国際社会学部国際社会学科 ロシア地域専攻	女	3	自宅外
69	日本女子大学	人間社会学部現代社会学科	女	1	自宅
70	富山大学	理学部理学科	女	1	自宅
71	近畿大学	農学部応用生命化学科	男	1	自宅

72	神戸大学	医学部保健学科 検査技術科学専攻	女	3	自宅外
73	青山学院大学	理工学部 経営システム工学科 文学部フランス語学科	男	2	自宅
74	立命館大学	文学部人文学科	女	1	自宅
75	明治大学	農学部農芸化学科	女	3	自宅
76	東京大学	教養学部理科二類学科	女	2	自宅
77	筑波大学	総合学域群第2類	男	1	自宅外
78	東北大学	法学部法学科	女	2	自宅外
79	南山大学	外国語学部ドイツ学科	女	3	自宅
80	東京科学大学	物質理工学院	男	1	自宅
81	東京経済大学	経済学部経済学科	女	1	自宅
82	文化学園大学	服装学部 ファッションクリエイション学科	女	4	自宅
83	九州大学	工学部 電気情報工学科	女	3	自宅
84	京都大学	理学部	男	2	自宅
85	近畿大学	農学部農業生産化学科	男	1	自宅外

【大学院修士生・博士生】

1	近畿大学	生物理工学研究科 生体システム工学専攻	男	修2	自宅
---	------	------------------------	---	----	----

2	横浜市立大学	医学研究科看護学専攻	女	修 1	自宅
3	神戸大学	人文学研究科 社会動態専攻	男	修 1	自宅外
4	早稲田大学	スポーツ科学研究科スポーツ 科学専攻	男	修 1	自宅外
5	名古屋大学	人文学研究科人文学専攻	女	修 1	自宅外
6	名古屋大学	創薬医学研究科 基礎創薬学専攻	男	修 1	自宅外
7	九州大学	薬学研究科床薬学専攻	女	修2	自宅
8	九州大学	理学府地域惑星科学専攻	男	修 1	自宅外
9	東京科学大学	環境・社会理工学 融合理工学系(原子核工学コー ス)	男	修1	自宅外
10	慶応義塾大学	社会学研究科教育学専攻	男	修 1	自宅外
11	上智大学	総合人間科学研究科 社会学専攻	男	修 1	自宅外
12	東京芸術大学	音楽研究科器楽専攻	女	修2	自宅外
13	近畿大学	システム工学研究科 システム工学専攻	男	修1	自宅外
14	東京都立大学	経営学研究科経営学専攻	女	修2	自宅外
15	神戸大学	国際文化科学研究科 グローバル文化専攻	男	修 1	自宅
16	東京外国語大学	総合国際学研究科 世界言語社会専攻	女	修 1	自宅外
17	大阪大学	医療系研究科保健学専攻	女	修 1	自宅外

18	東京大学	工学系応用化学専攻	男	修1	自宅外
19	横浜市立大学	生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻	女	修1	自宅
20	慶応義塾大学	法学研究科政治学専攻	男	修1	自宅外
21	東京芸術大学	映像研究科 ゲーム・インタラクティブアート専攻	男	博1	自宅
22	京都大学	文学研究科文献文化学専攻	女	修1	自宅外
23	東北大学	工学研究科通信工学専攻	男	修1	自宅外
24	早稲田大学	経済学研究科経済学専攻	男	修1	自宅外
25	北海道大学	文学院人間科学専攻	女	修1	自宅外
26	東京科学大学	工学院情報通信系	男	博2	自宅外
27	東京理科大学	薬学研究科薬科学専攻	男	博1	自宅外
28	東京芸術大学	音楽研究科音楽専攻	男	博1	自宅
29	筑波大学	生命地球科学研究群 生命資源科学学位プログラム	女	修1	自宅外
30	京都大学	公共政策教育部公共政策専攻	男	修2	自宅外
31	横浜国立大学	国際社会学府経済学専攻	男	博2	自宅
32	山形大学	農学研究科農学専攻	男	修1	自宅外
33	東京外国語大学	大学院総合国際学研究科 国際日本専攻	男	修1	自宅外

34	明治大学	理工学研究科機械工学専攻	男	修 1	自宅外
35	明治大学	理工学研究科物理学専攻	女	修 1	自宅
36	東京理科大学	経営学研究科経営学専攻	女	修 1	自宅外
37	東京芸術大学	美術研究科文化財保存学専攻	男	博 1	自宅外
38	筑波大学	生命地球科学研究群 ライフイノベーション(生体分子材料)学位プログラム	女	修2	自宅
39	近畿大学	総合理工学研究科 エレクトロニクス系工学専攻	男	博 1	自宅外
40	神戸大学	国際協力研究科 地域協力政策専攻	女	博3	自宅
41	青山学院大学	理工学研究科理工学専攻	女	修 1	自宅
42	中央大学	文学研究科英文学専攻	女	修 1	自宅
43	東京大学	新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻	女	修2	自宅外
44	北海道大学	農学院環境フロンティアコース 専攻	女	修2	自宅
45	東京都立大学	システムデザイン研究科 情報科学域	男	修 1	自宅外
46	神戸大学	科学技術イノベーション研究科 科学技術イノベーション専攻	男	修 1	自宅
47	中央大学	経済学研究科経済学専攻	男	修 1	自宅
48	富山大学	総合医薬学研究科 総合医薬学専攻	男	博2	自宅外
49	法政大学	理工学研究科機械工学専攻	男	修1	自宅

50	横浜国立大学	理工学府 機械・材料・海洋系工学専攻	男	修2	自宅外
51	東京芸術大学	映像研究科メディア映像専攻	女	博 1	自宅
52	近畿大学	生物理工学研究科 生体システム工学専攻	男	修 1	自宅
53	青山学院大学	国際政治経済学研究科 国際政治学専攻	男	修1	自宅
54	大阪大学	人間科学研究科人間科学専攻	女	博 1	自宅外
55	上智大学	地球環境学研究科 地球環境学専攻	男	修 1	自宅

【海外留学生】

1	早稲田大学	法学研究科 修士課程	女	2	-
2	上智大学	グローバル・スタディー研究科 国際関係論専攻 1 年次	女	修1	-
3	亜細亜大学	アジア・国際経営戦略研究科 アジア・国際経営戦略専攻	女	修2	-
4	慶応義塾大学	法学研究科	男	博2	-

◆児童養護施設修学希望生への支援事業について◆

令和 8 年度よりスタートした児童養護施設修学希望生の支援事業は、令和 8 年度は 4 施設 10 名が採用されました。令和 9 年度は 10 施設 20 名の採用を予定しています。

◆修学助成金支給について◆

- * 修学助成金として、一人 2 0 万円
- ・ 返済不要

◆応募方法（指定施設制）について◆

＊令和 8 年度指定施設（募集時期令和 7 年 10 月）

至誠学園・星美ホーム・調布学園（第二調布学園）

石神井学園

＊令和 9 年度追加予定指定施設（募集時期令和 8 年 10 月）

聖ヨゼフホーム・サレジオ学園・救世軍 世光寮

救世軍 機恵子寮・マハヤマ学園 撫子園・小山児童学園

公益財団法人 春秋育英会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人春秋育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、心身健全・学力優秀でありながら、経済的な理由により修学困難な学生生徒に対し、奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 我が国の大学等に在学する学生に対する奨学金の給与並びに外国人留学生に対する奨学金の給与
 - (2) 児童養護施設・里親家庭・ひとり親家庭等に暮らす大学・短期大学・専門学校に進学を希望する学生に対する奨学金の給与
 - (3) 奨学金の支給を受ける学生及び留学生の指導・助言
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人の前項の事業は日本国内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。
- 4 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産、基本財産とされている株式の分割により取得した株式、理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産は基本財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しな

ければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承諾を要する。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会で別に定める資産運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は代表理事が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経るものとする。その後、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出し、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出するものとする

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金並びに重要な財産の処分)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還

する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも同様とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 10 条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 13 条 この法人に、評議員 6 名以上 12 名以内を置く。

(選任及び解任)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行なう。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

（評議員の任期）

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第13条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第16条 評議員には、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲内で、報酬等として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをする。
 - 3 前第1項及び第2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
- （1）理事及び監事の選任及び解任
 - （2）理事及び監事の報酬等の額
 - （3）評議員に対する報酬等の支給の基準
 - （4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - （5）定款の変更
 - （6）合併契約の承認、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - （7）基本財産の処分又は除外の承認
 - （8）公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - （9）その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第21条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

(定足数)

第23条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び署名者として選出された評議員及び出席した理事計3名がこれに署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第28条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内とする。
- (2) 監事 2名以内とする。
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 4 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は理事長を補佐し、理事会において別に定める職務権限規程によりそ

の業務を遂行する。

- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第28条第1項で定めた役員の定員に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決に基づいて行うものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第34条 理事及び監事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをする。
- 3 前第1項及び第2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(責任の免除及び限定)

第35条 一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な責任がない場合には、同法113条第1項に定める額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第38条 理事会は、毎年度通常理事会を2回開催し、必要に応じて臨時理事会を開催できる。

(招集)

第39条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(召集の通知)

第40条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、業務執行理事が議長の職務を代行する。

(定足数)

第42条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第44条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式にかかわる議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の承認を要する。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事または監事が理事会の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第48条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第9章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の3条、4条及び14条についても適用する。

(合併等)

第51条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、

- 事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届けるものとする。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解

散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は 二宮雅也（理事長）とする。また、業務執行理事は 森高敏明（常務理事）とする。

4 この一部変更後の定款は、令和7年12月1日から施行する。尚、令和7年11月30日まで有効の定款は同時に廃止する。

但し、施行前から引き続き奨学生である者は、なお従前の例による。

【役員一覧】

春秋育英会

＊理事 定 数 6人～12人 任期2年 ＊監事 定 数 2人以内 任期2年
現在数 常勤1人、非常勤8人 計9名 現在数 非常勤2名 計2名
＊評議員 定 数 6人～12人 任期4年
現在数 非常勤10人

(令和8年6月12日現在)

	理事 監事 評議員	の別	氏 名	任 期	常勤 非常勤	の別	職 名	就 任
1	理事(理事長)		二 宮 雅 也	2025.06.16 2027.06月	非常勤		SMPOホールディングス(株) 特別顧問	2011(H23).11より 理事、理事長就任
2	理事(常務理事)		宇都宮 雄介	2025.06.16 2027.06月	常 勤		(公財)春秋育英会 事務統括	2020(R2).6より 理事、常務理事就任
3	理 事		秋 山 弘 子	2025.06.16 2027.06月	非常勤		東京大学 名誉教授 一般社団法人高齢社会共創センター センター長	2000(H12).12より 理事就任
4	〃		坪 由 美 子	2025.06.16 2027.06月	非常勤		(公財)東京弁護士会育英財団理事	2024(R6).6より 理事就任
5	〃		磯 谷 隆 也	2025.06.16 2027.06月	非常勤		元損害保険ジャパン日本興亜㈱ 代表取締役副社長執行役員、 富士倉庫運輸㈱取締役	2023(R5).6より 理事就任
6	〃		清 水 重 夫	2025.06.16 2027.06月	非常勤		元㈱資生堂 代表取締役執行役員副社長	2003(H15).11より 理事就任
7	〃		杉 山 武 彦	2025.06.16 2027.06月	非常勤		元一橋大学 学長	2007(H19).11より 理事就任
8	〃		竹 内 孝 仁	2025.06.16 2027.06月	非常勤		元国際医療福祉大学大学院 教授	2003(H15).11より 理事就任
9	〃		弘 中 徹	2025.06.16 2027.06月	非常勤		弘中総合法律事務所 弁護士	2005(H17).11より 理事就任
10	監 事		小 林 豊	2025.06.16 2027.06月	非常勤		公認会計士小林豊事務所 公認会計士	2009(H21).11より 監事就任
11	〃		牧 野 輝 雄	2025.06.16 2027.06月	非常勤		元日本火災海上保険㈱ 専務取締役	2011(H23).11より 監事就任
12	評 議 員		相 澤 隆	2024.06.14 2028.06月	非常勤		東京大学 名誉教授	2001(H13).10より 評議員就任
13	〃		江 澤 雅 彦	2024.06.14 2028.06月	非常勤		元早稲田大学 教授	2017(H29).6より 評議員就任
14	〃		岡 村 り ら	2024.06.14 2028.06月	非常勤		専修大学 教授	2020(R2).6より 評議員就任
15	〃		唐 沢 昌 敬	2024.06.14 2028.06月	非常勤		唐沢公認会計士事務所 所長	2007(H19).11より 評議員就任
16	〃		瀬 古 武 夫	2024.06.14 2028.06月	非常勤		元そんぽ24損害保険㈱ 代表取締役社長	2024(R6).6より 評議員就任
17	〃		田 宮 弘 志	2024.06.14 2028.06月	非常勤		元損害保険ジャパン日本興亜㈱ 常務執行役員	2024(R6).6より 評議員就任
18	〃		長 嶋 紀 一	2024.06.14 2028.06月	非常勤		日本大学 名誉教授	2009(H21).11より 評議員就任
19	〃		平 沼 直 人	2026.06.12 2028.06月	非常勤		平沼高明法律事務所 所長 弁護士	2026(R8).6より 評議員就任
20	〃		藤 川 久 昭	2024.06.14 2028.06月	非常勤		元青山学院大学 教授 クラウンズ法律事務所 代表弁護士	2007(H19).11より 評議員就任
21	〃		安 武 達 也	2024.06.14 2028.06月	非常勤		元日本興亜損害保険㈱ 専務取締役	2009(H21).11より 評議員就任

特別の関係のある者
1.損害保険ジャパン㈱ (理事) 二宮 雅也、宇都宮 雄介、磯谷 隆也 (監事) 牧野輝雄
の関係者: (評議員) 瀬古 武夫、田宮 弘志、安武達也
2.元公務員 : なし

令和7年度事業報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

春秋育英会

【1】 法人の概況

1. 設立年月日

昭和30年10月27日

2. 公益財団法人への移行認可日

平成24年8月1日

3. 当法人定款に定める目的

この法人は、心身健全、学力優秀でありながら、経済的理由により修学困難な学生生徒に対し、奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

4. 定款に定める事業内容

- 我が国の大学等に在学する学生に対する奨学金の給付及び貸与並びに外国人留学生に対する奨学金の給付
- 児童養護施設・里親家庭・ひとり親家庭等に暮らす大学・短期大学・専門学校に進学を希望する学生に対する奨学金の給与
- 奨学金の支給を受ける学生及び留学生の指導・助言
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5. 所管官庁に関する事項

内閣府大臣官房 公益法人行政担当室

6. 主たる事務所・支部の状況

主たる事務所：東京都千代田区神田紺屋町28-1

ARISTO神田 7階

7. 役員（理事・監事）に関する事項

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	常勤、非常勤の別	担当職務、職名
理事長	二宮 雅也	非常勤	SOMPO ホールディングス(株) 特別顧問
常務理事	宇都宮 雄介	常勤	(公財) 春秋育英会 事務統括
理事	秋山 弘子	非常勤	東京大学 名誉教授 一般社団法人高齢社会共創センターセンター長
理事	坪 由美子	非常勤	(公財) 東京弁護士会育英財団理事
理事	磯谷 隆也	非常勤	元損害保険ジャパン日本興亜(株) 代表取締役副社長執行役員、 富士倉庫運輸(株)取締役

理事	清水 重夫	非常勤	元(株)資生堂 代表取締役執行役員副社長
理事	杉山 武彦	非常勤	元一橋大学 学長
理事	竹内 孝仁	非常勤	元国際医療福祉大学大学院教授
理事	弘中 徹	非常勤	弘中総合法律事務所 弁護士
監事	小林 豊	非常勤	公認会計士小林豊事務所 公認会計士
監事	牧野 輝雄	非常勤	元日本火災海上保険(株) 専務取締役

8. 評議員に関する事項

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	常勤、非常勤の別	担当職務、職名
評議員	相澤 隆	非常勤	東京大学大学院 名誉教授
評議員	井田 三夫	非常勤	慶応義塾大学 名誉教授
評議員	江澤 雅彦	非常勤	元早稲田大学 教授
評議員	岡村 りら	非常勤	専修大学 教授
評議員	唐沢 昌敬	非常勤	唐沢公認会計士事務所 所長
評議員	瀬古 武夫	非常勤	元そんぽ24 損害保険(株) 代表取締役社長
評議員	田宮 弘志	非常勤	元損害保険ジャパン日本興亜(株) 常務執行役員
評議員	長嶋 紀一	非常勤	日本大学 名誉教授
評議員	藤川 久昭	非常勤	元青山学院大学 教授 クラウンズ法律事務所 代表弁護士
評議員	安武 達也	非常勤	元日本興亜損害保険(株) 専務取締役

9. 職員に関する事項

職 員 数	前期末比増減	勤 続 年 数
女子 1名	増減なし	6年0ヶ月
合計 1名	増減なし	

10. 許認可に関する事項

該当なし

【2】 事業の概況

1. 令和8年3月末の在籍者奨学生は364名となる。

奨学生の内訳は継続在籍者の学生192名と新規採用者の172名である。(辞退1名)

2. 令和7年度奨学生の採用について

・多数の志願者より厳正公平に選考して、計173名(学部生111名、修士生・博士生58名、外国人私費留学生4名)を採用した。

3. 奨学金の額について

・国内学生(令和2年度までの採用者):3分の2給付、3分の1無利息の貸与
学部生・修士課程(支給月額30,000円)

・国内学生(令和3年度以降の採用者):全額給付(支給月額30,000円)

・外国人私費留学生:全額給付(支給月額30,000円)

4. 令和8年3月末の採用奨学生の累計数は3,449名となる。

創設以来採用の奨学生累計総数は、上記奨学生を含む学部生・修士課程・博士課程3,119名、短期大学生54名、専門学校生122名、外国人私費留学生154名の合計3,449名である。

5. 令和8年3月末奨学金支給終了者の状況

(1) 当年度奨学金支給終了者の状況

当年度末を以って下記111名が支給終了した

・国内学生 学部生79名 修士課程生25名 博士課程生3名
・外国人私費留学生 4名

(2) 当年度末終了者111名の進路について

・国内学生

就職決定者 : 46名
大学院等へ進学者 : 46名
留年者 : 6名(留学に伴う留年含む)
未定者 : 7名
留学生 : 1名
退学者 : 1名(他大学へ)

・外国人私費留学生

就職決定者 : 3名(日本国内3名、中国国内0名)
大学院へ進学者 : 1名

6. 令和8年3月末大学・学校別奨学生採用状況

創設以来の採用の大学院・学部生総数（博士課程を含む）は3,119名、大学数では193校、短期大学生は54名の15校、専門学校生は122名の48校、外国人私費留学生は154名の16校である。合計3,449名、272校である。

（令和7年度は、新たに大学院18校を追加した）

7. 奨学金の支給の状況

*奨学金は原則、四半期毎に奨学生のゆうちょ銀行口座に振込を行う。

①4月25日付：1/4回目【在学生185名

（休学者6名、支給終了者2名を除く）へ3ヶ月分支給】

支給額合計：16,650,000円

内訳（給付：16,620,000円、貸与：30,000円）

②7月25日付：2/4回目【在学生186名

（休学者5名、支給終了者2名、辞退1名を除く）、へ3ヵ月分】

1,2/4回目【新規採用者173名へ6ヵ月分】

支給額合計：47,790,000円

内訳（給付：47,760,000円、貸与：30,000円）

③10月24日付：3/4回目【全奨学生355名

（休学者8名、支給終了者2名、辞退1名を除く）へ3ヵ月分支給】

支給額合計：31,950,000円

内訳（給付：31,920,000円、貸与：30,000円）

④1月23日付：4/4回目【全奨学生355名

（休学者8名、支給終了者3名、辞退1名を除く）へ3ヵ月分支給】

支給額合計：31,950,000円

内訳（給付：31,920,000円、貸与：30,000円）

令和7年4月～令和8年3月の合計支給奨学金：128,340,000円

内訳（給付：128,220,000円、貸与：120,000円）

8. 奨学金返還の状況

*貸与奨学金は原則、定例返済として年2回、奨学生のゆうちょ銀行口座から自動引き落としを行う。

① 1/2回目【6月27日付返還通知分】 合計返還額：3,670,000円

② 2/2回目【12月29日付返還通知分】 合計返還額：3,350,000円

*前年度分返還延滞者(1名)の返還額：0円（令和5年12月以降未納）

*今年度分返還延滞者(1名)の返還額：0円（令和7年6月以降未納）

*今年度分返還延滞者(1名)の返還額：0円（令和7年12月以降未納）

*貸与奨学金の一括返済額(6名)

令和7年4月から令和8年3月末までの合計返還額：2,680,000円

*令和6年4月から令和7年3月末までの返還総額：9,700,000円

9. 役員会等に関する事項

(1) 理事会の開催

開催日	会議事項	結果
(理事会の決議があったものとみなされた日) 令和7年5月29日 第1回理事会 (書面開催)	第1号議案：令和6年度事業報告書承認の件 第2号議案：令和6年度決算報告書承認の件 第3号議案：理事・監事候補者選出の件 第4号議案：保有する株式の議決権行使の件 第5号議案：令和7年度定時評議員会招集の件	全員一致で承認可決 全員一致で承認可決 全員一致で承認可決 全員一致で承認可決 全員一致で承認可決
令和7年6月16日 第2回理事会 (実開催)	第1号議案：代表理事(理事長)・業務執行理事 (常務理事)選任の件 第2号議案：令和7年度奨学生選考の件 第3号議案：保有する株式の議決権行使の件 報告事項：業務執行状況報告について	全員一致で承認可決 全員一致で承認可決 全員一致で承認可決 全員了承
(理事会の決議があったものとみなされた日) 令和7年10月21日 第3回理事会 (書面開催)	第1号議案：令和7年度第2回(臨時)評議員会 (書面開催)の件 報告事項：評議員会に諮る定款一部改定の(案) の内容をご報告	全員一致で承認可決 全員了承
(理事会の決議があったものとみなされた日) 令和8年1月7日 第4回理事会 (書面開催)	第1号議案：令和8年度修学助成金学生選考の件 第2号議案：令和8年度奨学金制度変更の件 (奨学金月額3万円から4万円へ変更)	全員一致で承認可決 全員一致で承認可決
(理事会の決議があったものとみなされた日) 令和8年2月5日 第5回理事会 (書面開催)	第1号議案：令和7年度第3回(臨時)評議員会 の招集の件	全員一致で承認可決
令和8年3月16日 第6回理事会 (実開催)	第1号議案：令和8年度事業計画の件 第2号議案：令和8年度収支予算書の件 第3号議案：令和8年度資金調達及び設備投資の 見込みの件 報告事項：業務の執行状況報告の件	全員一致で承認可決 全員一致で承認可決 全員一致で承認可決 全員了承

(2) 評議員会の開催

開催日	会議事項	結果
令和7年6月16日 第1回(定時)評議員会 (実開催)	報告事項：令和6年度事業報告の件 第1号議案：令和6年度決算報告書承認の件 第2号議案：任期満了に伴う理事・監事選任の件	全員了承 全員一致で承認可決 全員一致で承認可決

令和7年11月7日 第2回（臨時）評議員会 （書面開催）	第1号議案：定款一部改定の件	全員一致で承認可決
令和8年3月16日 第3回（臨時）評議員会 （実開催）	報告事項1：令和8年度事業計画の件 報告事項2：令和8年度収支予算書の件 報告事項3：令和8年度資金調達及び設備投資の見込みの件 報告事項4：業務の執行状況報告の件	全員了承 全員了承 全員了承 全員了承

10. 許可・認可及び承認に関する事項

該当なし

11. 契約に関する事項

該当なし

12. 内閣府指示に関する事項

該当なし

13. その他重要事項

- ・令和7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

14. 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移（単位：千円）

事業年度	令和6年4月～ 令和7年3月	令和7年4月～ 令和8年3月
当期収入合計	154,338	186,984
当期支出合計	138,083	165,231
当期収支差額	16,255	21,753
前期繰越収支差額	92,800	109,054
次期繰越収支差額	109,054	130,807
資産合計	5,668,108	7,091,280
負債合計	1,425	1,725
正味財産	5,666,683	7,089,555

以上

貸 借 対 照 表

春秋育英会

令和8年3月31日現在

(単位 : 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	122,480,832	107,612,335	14,868,497
郵便貯金	8,325,988	1,441,981	6,884,007
前払い金	0	0	0
立替金	0	0	0
流動資産合計	130,806,820	109,054,316	21,752,504
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券(株式)	5,691,507,100	4,280,387,425	1,411,119,675
投資有価証券(債券)	1,240,226,495	1,230,226,495	10,000,000
投資有価証券(定期預金)	4,694,149	14,694,149	△ 10,000,000
基本財産合計	6,936,427,744	5,525,308,069	1,411,119,675
(2) 特定資産	0	0	0
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
貸付奨学金	23,030,000	32,730,000	△ 9,700,000
敷金	1,015,200	1,015,200	0
什器	0	0	0
電話加入権	0	0	0
その他固定資産合計	24,045,200	33,745,200	△ 9,700,000
固定資産合計	6,960,472,944	5,559,053,269	1,401,419,675
資産合計	7,091,279,764	5,668,107,585	1,423,172,179
II 負債の部			
1. 流動負債			
預かり金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債	0	0	0
退職給付引当金	1,725,000	1,425,000	300,000
固定負債合計	1,725,000	1,425,000	300,000
負債合計	1,725,000	1,425,000	300,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
SOMPOホールディング株(324千株)	1,947,888,000	1,464,804,000	483,084,000
指定正味財産合計	1,947,888,000	1,464,804,000	483,084,000
(うち基本財産への充当額)	1,947,888,000	1,464,804,000	483,084,000
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	5,141,666,764	4,201,878,585	939,788,179
(うち基本財産への充当額)	4,988,539,744	4,060,504,069	928,035,675
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	7,089,554,764	5,666,682,585	1,422,872,179
負債及び正味財産合計	7,091,279,764	5,668,107,585	1,423,172,179

財 産 目 録

春秋育英会

令和8年3月31日現在

(単位 : 円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額	
(流動資産)	現金預金				
	現金	手元保管	運転資金	34,077	
	普通預金	三菱UFJ銀行丸の内支店(別口)	運転資金	1,637,937	
		三菱UFJ銀行丸の内支店	運転資金	120,808,818	
	郵便貯金	ゆうちょ銀行関口一支店	運転資金	8,325,988	
	前払い金		投資有価証券の経過利息	0	
	立替金	常務理事に係るもの	常務理事1名に対する所得税還付 予定のもの	0	
流動資産合計				130,806,820	
(固定資産) 基本財産	投資有価証券	株式(2銘柄)	共有財産であり、下記の通り按分 している。 80%は公益目的保有財産として公 益目的事業に使用している。 20%は公益目的事業に必要な法人 管理活動の用に供する財産とし て、管理業務に使用している、	5,691,507,100	
		・SOMPOホールディングス(株) 946,425株×@6,012円			
		・エスケーロジック株 32,000株×@50円			
		国 債(17銘柄)		同上	447,617,255
		地方公共債(1銘柄)		同上	10,122,900
		社債(13銘柄)		同上	782,486,340
	銀行定期預金(1種類)	同上	4,694,149		
		基本財産合計	6,936,427,744		
その他固定資産	その他固定資産	貸与奨学金	公益目的保有財産であり、公益目 的事業に使用している。	23,030,000	
		敷金	共有財産であり、下記の通り按分 している。 80%は公益目的保有財産として公 益目的事業に使用している。 20%は公益目的事業に必要な法人 管理活動の用に供する財産とし て、管理業務に使用している、	1,015,200	
			その他固定資産合計	24,045,200	
固定資産合計				6,960,472,944	
		うち公益目的保有財産		5,572,984,355	
		うち管理目的の財源として使用する財産		1,387,488,589	
資産合計				7,091,279,764	
(流動負債)				0	
流動負債合計				0	
(固定負債)	退職給付引当金	常務理事に係るもの	常務理事1名に対する退職金の支 払いに備えたもの	1,725,000	
固定負債合計				1,725,000	
負債合計				1,725,000	
正味財産				7,089,554,764	

正味財産増減計算書
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

春秋育英会

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	162,355,548	119,681,544	42,674,004
基本財産受取配当金	143,006,175	100,417,050	42,589,125
基本財産受取利息	19,349,373	19,264,494	84,879
②その他固定資産運用益	0	0	0
その他固定資産受取利息	0	0	0
③雑収入	233,856	1,808,150	△ 1,574,294
受取利息	233,856	54,853	179,003
寄付金収入	0	1,753,297	△ 1,753,297
経常収益計	162,589,404	121,489,694	41,099,710
(2) 経常費用			
①事業費	139,036,350	110,860,233	28,176,117
国内大学生等給付奨学金	126,060,000	99,630,000	26,430,000
海外留学生給付奨学金	2,160,000	2,880,000	△ 720,000
助成金（児童養護施設等）	2,000,000	0	2,000,000
給与手当	4,110,000	2,700,000	1,410,000
退職給付費用	150,000	150,000	0
福利厚生費	748,269	397,639	350,630
借室料	2,233,440	1,887,563	345,877
共益費	0	119,581	△ 119,581
光熱費	129,348	117,933	11,415
交通費	95,891	39,466	56,425
通信費	149,255	133,712	15,543
備品消耗品費	227,057	629,823	△ 402,766
図書費	0	0	0
印刷費	24,530	33,924	△ 9,394
営繕費	386,100	386,100	0
リース料	160,380	160,380	0
振込手数料	73,332	65,258	8,074
システム開発費	0	0	0
弁護士費用	0	0	0
雑費	285,018	1,502,314	△ 1,217,296
支払手数料	4,130	6,740	△ 2,610
支払報酬料	39,600	19,800	19,800
②管理費	11,680,550	10,853,394	827,156
役員報酬	2,040,000	1,980,000	60,000
給与手当	4,110,000	2,700,000	1,410,000
退職給付費用	150,000	150,000	0
福利厚生費	748,269	397,638	350,631
借室料	2,233,440	1,887,562	345,878
共益費	0	119,581	△ 119,581
光熱費	129,348	117,932	11,416
会議費	752,204	451,167	301,037
交通費	95,891	39,465	56,426
通信費	149,254	133,712	15,542
備品消耗品費	227,056	629,823	△ 402,767
図書費	0	0	0
印刷費	24,530	33,924	△ 9,394
諸会費	72,000	72,000	0
営繕費	386,100	386,100	0
リース料	160,380	160,380	0
振込手数料	73,331	65,257	8,074
雑費	285,017	1,502,313	△ 1,217,296
支払手数料	4,130	6,740	△ 2,610
支払報酬料	39,600	19,800	19,800
経常費用計	150,716,900	121,713,627	29,003,273

科 目	当年度	前年度	増減
評価損益等調整前当期経常増減額	11,872,504	△ 223,933	12,096,437
基本財産(株式)評価損益	928,035,675	828,447,675	99,588,000
基本財産(債券)売買損益	0	0	0
基本財産(定期預金)売買増減	0	0	0
基本財産損益等計	928,035,675	828,447,675	99,588,000
当期経常増減額	939,908,179	828,223,742	111,684,437
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
寄付金収益	0	0	0
SOMPO株臨時受取配当金	0	0	0
定期預金(基本財産)満期金	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
什器備品除却損	0	0	0
電話加入権除却損	0	0	0
奨学金返還免除損	120,000	0	120,000
経常外費用計	120,000	0	120,000
当期経常外増減額	△ 120,000	0	△ 120,000
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	939,788,179	828,223,742	111,564,437
一般正味財産期首残高	4,208,270,064	3,380,046,322	828,223,742
一般正味財産期末残高	5,148,058,243	4,208,270,064	939,788,179
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取配当金	0	0	0
基本財産評価損益	483,084,000	431,244,000	51,840,000
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	483,084,000	431,244,000	51,840,000
指定正味財産期首残高	1,458,412,521	1,027,168,521	431,244,000
指定正味財産期末残高	1,941,496,521	1,458,412,521	483,084,000
III 正味財産期末残高	7,089,554,764	5,666,682,585	1,422,872,179

令和8年度 事業計画書

昨年日本経済は、新型コロナウイルス感染症による大きな停滞から回復基調にある一方で、物価上昇や賃金の伸び悩み、人口減少と高齢化といった構造的課題に直面しております。また、世界に目を向けると、米国の金融政策の動向や中国経済の減速、地政学的リスクの高まりなど不確実性の高い状況が続いており、こうした世界情勢は、貿易や為替、エネルギー価格を通じて日本経済に大きな影響を与えております。

このような状況下、当財団では「昨今の物価高により衣食住に掛る費用は年々上がっており、日常生活も厳しくなっている」と云う学生及び保護者の声に応えるべく、令和8年度は、新規奨学生・継続奨学生共に、奨学金の月額を3万円から4万円に変更したいと考えております。今年度も債権の利息収入の大幅な増加は期待出来ないものの、保有している SOMPO ホールディングスの株式配当金は、引き続き堅調に推移すると予想され(利配収入年間約1億 4,860 万円、債権利息年間約 1,940 万円 合計1億 6,800 万円)、これに伴う予備費も積み上がっていることからこれらを制度改定に活用したいと考えております。

以上により、令和8年度は予定しておりました採用予定人数を 144 名(学部生 44 校・86 名 1 校追加、大学院生 28 校・54 名、留学生 4 校・4 名。対前年度△29 名)とし、昨年よりスタートした児童養護施設等の修学を希望する学生(令和9年度採用予定人数を20名。)への支援事業も拡大し、奨学援護の充実を図りたいと思います。

記

1. 令和8年度採用者 支給月額：一律 40,000 円

【令和8年度より全奨学生に対し奨学金を 30,000 円→40,000 円へ変更(全額給与)】

2. 令和8年度採用数:144 名(学部 86 名、修士・博士 54 名、留学生 4 名／昨年度比▲29 名)

【過年度の採用実績 令和4年度:90 名、令和5年度 98 名、

令和6年度 120 名、令和7年度 173 名】

※奨学金支給額を増額したため、採用人数は減員

新奨学生の選考については、本年6月開催の理事会(選考会)にて審議の上決議する。

3. 令和8年3月末奨学金支給終了者:107 名(令和7年3月末 100 名)

4. 令和8年度在籍奨学生数:401 名(令和7年度 368 名) ※休学予定者 6 名

5. 令和9年度児童養護施設 修学希望採用予定数: 20 名

支給金額：一時金 200,000 円

(入学諸費用となる為、令和8年度中に支給)

6. 事業収支予測(ご参考)

(1) 収 入	175,253 千円	【基本財産収入	168,033 千円】
		【返還奨学金	7,220 千円】
(2) 支 出	211,038 千円	【事業費(給与奨学金)	189,600 千円】
		【貸与奨学金	0 千円】
		【管理費	21,438 千円】
(3) 当期収支差額	△35,785 千円		

7. その他

昨年度スタートした児童養護施設修学希望生の支援事業は、令和 8 年度当初の予定通り 10 名採用でスタートした。各施設・児童から感謝の声を頂いているが、今年度は他の施設からの要望もあり、対象施設を 6→10 施設とし令和 9 年度は 20 名の採用を予定している。(追加施設 聖ヨゼフホーム・サレジオ学園・救世軍 世光寮・救世軍 機恵子寮・マハヤマ学園 撫子園・小山児童学園)

昨年度ご報告した奨学生の現役・OB・OG会(春秋 Family)向けのメールマガジンの発行を企画。アドレスを頂いた在籍の奨学生や卒業生向けに財団との結びつけを強める企画(卒業生の声)や社会人向けのお役立ちトピック等を掲載し発信を計画している。

平成24年8月1日
公益財団法人 春秋育英会

「国と特に密接な関係がある」公益財団法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「改正国公法」という。）第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「改正独法通則法」という。）第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号。以下「退職管理政令」という。）第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号。以下「役員政令」という。）第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第83号）第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第84号）第8条及び附則第3条の諸規定（以下「密接関係法令」という。）に関し、
「国と特に密接な関係がある」公益財団法人に該当しないので、その旨公表いたします。

個人情報保護方針

公益財団法人春秋育英会は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護方針を策定して、個人情報の保護に努めます。

1. 法令の遵守

当財団は、個人情報保護に関する法律およびその他の関連法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

2. 個人情報の取得

当財団は、業務上必要な範囲内で、適正で公正な手段により個人情報を取得します。

3. 個人情報の利用目的

当財団は、個人情報取得に際して示した範囲内においてのみ、個人情報を利用します。また、法令等の定めに基づいた場合や人道上の見地から必要な場合を除き、個人情報を第三者へ提供することはありません。

4. 個人情報の管理

当財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の正確性を保ち、安全に管理します。また、その盗難、漏えい、棄損および不正アクセスが発生しないように適切な措置を講じます。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止等

当財団は、本人から個人情報の開示・訂正・利用停止等の申し出があった場合には、本人確認等必要な調査を行った上で適切かつ速やかに対応します。

6. 個人情報の管理体制

当財団は、個人情報を安全かつ適切に管理保護するための方針や体制を見直し個人情報保護の推進に努めます。

(平成26年4月1日付)